

## 霞ヶ浦環境センター（仮称）建設工事に関する事業認定理由

平成14年7月9日に茨城県より申請のあった霞ヶ浦環境センター（仮称）建設工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

### 1 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」及び第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当するため、土地収用法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。また、同号の要件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定に基づき定められた審査基準（以下「手続法審査基準」という。）である「収用適格事業であること」という要件を充足すると判断される。

### 2 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である茨城県は、文部科学省所管電源開発促進対策特別会計及び茨城県一般会計等により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る手続法審査基準である「起業者が意思と能力を有すること」という要件を充足すると判断される。

### 3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、茨城県土浦市沖宿町及び同県新治郡霞ヶ浦町戸崎地内の面積34,017.72㎡の敷地に環境研究施設、展示交流施設及び屋外学習施設を建設する事業であ

る。

本件事業の施行により得られる利益については、霞ヶ浦をはじめとする県内の湖沼・河川における水質汚濁の進行原因を解明することを目的とした調査研究・技術開発の実施、県民に対する環境学習の推進、環境保全についての市民活動への支援及び研究者と県民との交流の促進といった機能を備える施設を建設することにより、霞ヶ浦をはじめとする県内の湖沼・河川の環境の保全及び創造について、相当の寄与が見込まれる。

一方、本件事業の施行により失われる利益については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象の事業となっていないことなどから、軽微なものであると考えられる。

また、本件事業の起業地を選定するに当たっては、次のイ・ロ・ハの3案の候補地が考えられる。

イ 土浦市の東側に位置する土浦市田村町地内の浚渫土処理ヤードとして利用されているハスを栽培する水田（以下、「ハス田」という。）に建設する案

ロ 稲敷郡阿見町の北側に位置する稲敷郡阿見町大字大室地内の浚渫土処理ヤードとして利用されているハス田に建設する案

ハ 土浦市の東端及び新治郡霞ヶ浦町の西端の行政界に位置する土浦市沖宿町及び新治郡霞ヶ浦町戸崎地内の主に畑地として利用されている台地に建設する案

これらの候補地について、必要面積及び支障家屋の多寡、工事施工の難易度等の社会的、技術的条件に加え、経済性の面から比較を行うと、イについては、最寄りのバス停から3案中最も離れた位置にあること等から交通利便性が低いことに加え、地盤が軟弱であることから大規模な造成工事が必要となり、また、ロについては、最寄りのバス停及びJR東日本土浦駅からも近接した位置にあること等から交通利便性は3

案中最も高いものの、地盤が軟弱であることから大規模な造成工事が必要であるのに対し、八については、最寄りのバス停から近接した位置にあること等から交通利便性が高いことに加え、地盤も強固であることから、大規模な造成工事は不要であり、最も経済的であることが認められる。

このことから、本件事業の起業地は、上記諸条件を総合的に比較検討した上で最も適切なものであることが認められる。

また、本件事業に係る起業地は、茨城県地球環境保全行動条例（平成7年3月30日茨城県条例第10号）の規定に基づく茨城県公共施設緑化基準（平成7年10月11日茨城県告示第1129号-10）等の基準に基づく必要最小限の範囲であると認められる。

で述べた得られる利益と で述べた失われる利益を、 で述べた事項を踏まえて比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る手続法審査基準である「事業が公益性を有すること」、「当該土地がその事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益が、当該土地がその事業の用に供されることによって失われる利益に優越すること」の各要件を充足すると判断される。

さらに、 で述べたように、起業地の範囲も本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められることから、手続法審査基準である「収用し、又は使用しようとする土地が必要最小限であること」という要件を充足すると判断される。

#### 4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業については、茨城県により平成12年12月に策定された「茨城県長期総合

計画（改訂）」、平成13年6月に策定された「茨城県長期総合計画（改訂）行動計画」並びに平成14年3月に策定された「霞ヶ浦富栄養化防止基本計画」及び「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」において、平成17年度までに整備を進めるべき事業と位置付けられていることから、緊急に整備すべき事業と認められ、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

1から4で述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件及び手続法審査基準の定める各要件を充足するものと判断される。

以上により、茨城県より申請のあった霞ヶ浦環境センター（仮称）建設工事について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。